

令和3年(ワ)第25239号 除名処分無効確認等請求事件

原告 池田利恵

被告 自由民主党外2名

答 弁 書

令和3年12月6日

東京地方裁判所民事第4部合議 A 係 御中

〒102-0093

東京都千代田区平河町1丁目1番1号

平河町コート303号

橋爪・岩佐・大胡法律事務所(送達場所)

電話 03(5211)6866

FAX 03(5211)5595

被告自由民主党及び同林田武訴訟代理人

弁護士 橋爪 雄 彦



第1 本案前の申立て(請求の趣旨第一項乃至第三項について)

1. 原告の被告自由民主党及び被告林田武にかかる訴えをいずれも却下する。
2. 被告自由民主党及び被告林田武にかかる訴訟費用は原告の負担とする。

第2 本案前の申立ての理由

1. 「政党が党員に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばない」というべきことは確立した判例である(最三小判昭和63年12月20日裁判集民155号 405 頁)。そこで、本件についてみてみれば、訴外自由民主党東京都支部連合会(以下「訴外都連」という。)の行った除名処分は、政党である自由民主党の支部連合会である訴外都連がその所属党員を懲戒処分として除名したというもので、政党の内部的な問題にとどまり、一般市民法秩序と直接の関係を有しないから、裁判所の審判権が及ばず、本件処分の無効確認請求にかかる訴えは不適法である。
2. また、政党が如何なる場合に党員に処分等を下すかについても、上記同様に、一

般市民法秩序と直接の関係を有しない限り、政党の内部的自律権に属する行為であって司法審査の対象外であるから、自民党の処分等を制限するよう求める原告の訴えは不適法である。

3. さらに、政党が如何なる提案を受理して、審議し、政策を決するかは、政党の内部的自律権に属する行為であって司法審査の対象外であるから、原告の一定の提案を受理する義務があることの確認を求める訴えは不適法である。
4. また、そもそも原告を除名とした処分は訴外都連が都連規約に基づいて行った処分であり、被告自由民主党の行った処分ではない。したがって、原告の被告自由民主党に対する訴えはいずれも不適法である。

### 第3 本案の答弁(請求の趣旨に対する答弁)

1. 原告の被告自由民主党に対する請求をいずれも棄却する。
2. 原告の被告林田武に対する請求をいずれも棄却する。
3. 被告自由民主党及び被告林田武にかかる訴訟費用は原告の負担とする。

### 第4 被告自由民主党の主張

#### 1. 請求の趣旨第一項について

既述のとおり、原告になされた除名処分は、一般市民法秩序と直接の関係を有しないから、裁判所の審判権が及ばない。したがって、原告の訴えは不適法であるが、仮に、原告の除名処分が一般市民法秩序と直接の関係を有すると解したとしても、かかる場合の除名処分の当否は、政党等の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り上記規範に照らし、上記規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続きに則ってされたか否かによって決すべきであり、その審理も上記の点に限られる(前掲最高裁判例)。そして、本件で原告は、後述(第6)のとおり、訴外都連の定めた規範に従い、適正な手続きに則って処分されているのであるから、当該処分は有効である。

#### 2. 請求の趣旨第二項、第三項について

既述のとおり、原告の訴えは不適法であるが、仮にそうでないとしても、原告の請求は、いずれも原告が被告自由民主党の党籍を有するものであることを前提にした

ものであるところ、訴外都連の処分は有効であり、原告は被告自由民主党の党籍を有しないのであるから、原告の請求は前提を欠くものである。

### 3. 請求の趣旨第四項について

原告は、訴外都連の行為を追認した被告自由民主党の行為が共同不法行為を構成するなどとするが、被告自由民主党が違法行為を行った事実はない。

また、上記のとおり、本件除名処分について裁判所の審査権が及ばない以上、裁判所は本件除名処分が違法か否かについて判断することができないから、本件除名処分が違法であることを前提とする被告自由民主党の共同不法行為も成立しない。

## 第5 被告林田武の主張

1. 被告林田武は、本件原告の除名処分がなされた際、訴外都連の党紀委員会委員長を務めていたものである。
2. 原告の主張は、令和3年3月10日付の自由民主党日野総支部(以下「日野総支部」という。)による除名処分と、同年4月26日付の訴外都連による除名処分は違法無効であるから、日野総支部長を務めた被告西野正人と被告林田武に対し不法行為に基づく損害賠償を請求するとするものである。
3. しかしながら、真実は、日野総支部から除名処分の上申を受けた訴外都連党紀委員会が、都連規約に則って審査を適正に行い、原告を除名としたものである。なお、原告が主張する日野総支部の処分なるものは、都連規約上は除名処分の上申に過ぎず、原告に対する処分ではないので、この点に関する原告の主張は誤解である。
4. 原告の訴えは不適法であるが、仮に、本件処分が一般市民法秩序と直接の関係性を有するもので直ちに不適法とは言えないと考えたとしても、訴外都連の定めた規範に従い、適正な手続きに則ってなされていることから本件処分が有効であるのは、第4、1項記載のとおりである。
5. 本件除名処分について裁判所の審査権が及ばない結果、裁判所は本件除名処分が違法か否かについて判断することができないし、仮に、訴えが直ちに不適法ではないと考えたとしても前項のとおり処分は有効であるから、本件除名処分が

違法であることを理由とする訴外都連及び被告林田武らの共同不法行為は成立しない(東地判平成23年7月6日判タ1380号243頁参考)。

6. 以上のとおり、原告の請求は、速やかに棄却されるべきである。

なお、訴外都連の除名処分は、以下のとおり適正な手続きに従って有効に行われているところである。

## 第6 訴外都連の除名処分が適正な手続きに従って行われたこと

### 一 訴外都連の除名処分に至る経緯

1. 令和3年3月1日、当時自由民主党会派に所属する日野市議会議員である原告が、緊急事態宣言下の2月14日、名古屋市で約150名参加の集会にマスクなしで参加し、集会後の懇親会でカラオケを歌う動画・画像が SNS 上で公開されていることが発覚したことから、日野総支部役員会を招集し、原告から事実関係の確認を求めた。
2. 翌2日、日野総支部は、原告に対し、離党勧告を通知するとともに、3月10日までに任意に離党しないときは除名手続きを取る旨を決定し、原告にその旨を通知した(乙2「離党勧告処分の決定について」)。
3. 3月10日までに原告が任意離党しなかったことから、3月11日、日野総支部は訴外都連に対し、原告を除名とするべく、党紀委員会を開催し、党紀審査をするよう要請した(都連規約第35条8項、乙3「日野市議会議員池田利恵の除名処分について(上申)」)。
4. 3月29日、都連は、都連規約第35条4項に基づき、原告に対し、党紀違反審査を開始する旨を通知し、下記のとおり党紀違反審査の対象行為を示し、同年4月4日午後5時までに文書で弁明する機会を与えた(乙4「通知書(党紀審査開始)」)。

### 【党紀違反審査の対象行為】

池田利恵は、党籍を有する日野市議会議員であるところ、令和3年2月14日、新型コロナウイルス感染症の非常事態措置区域である東京都と愛知県との間で不要不急の外出・移動をし、名古屋市内の宴会場(神戸館錦通店)において、新型コロナウイルスワクチン接種に反対し、マスク着用拒否を薦める者らの主催する多人数の

参加者らが密集する集会において、会の趣旨に賛同する講演を行い、集会後のマスクを着用しない多人数の参加者らが密集する飲食を伴う懇親会において、参加者らとカラオケに興じ、よって、党の規律をみだし、党员たる品位を下げた。

5. 4月4日、原告が都連党紀委員会宛に「池田利恵に対する質問①～⑫に対してお答えします。」と題する文書(乙5、以下「弁明書」という。)を提出した。
6. 4月26日、都連党紀委員会を開催し、訴外日野総支部の主張及び提出資料と原告から提出された弁明書に基づき審査し、その結果、原告を除名処分とする旨を決定(以下「本件決定」という。)し、同日付決定書(処分)を原告に送付した。その際、訴外都連は、都連規約35条5項に基づき、原告が本件決定に不満があるときは、本件決定の翌日から10日以内に、文書で理由を明らかにして再審査を都連会長宛に請求することができることを通知した(乙6「決定書(処分)」)。
7. 5月5日、原告が都連会長宛に再審査請求書(乙7)を提出し、再審査を請求した(以下「本件再審査請求」という。)。同年11月25日、都連会長は、都連規約35条6項に基づき、本件再審査請求を常任総務会に付議した。常任総務会は、「本件再審査請求における原告の弁明は、党紀委員会が認定した事実や判断を覆すに足りる主張とはいえず、党紀委員会において再審査をさせるべき相当な理由はない。」として、本件再審査請求を却下した(乙8「決定書(再審査)」)。

## 二 訴外都連が除名処分を決定した理由

1. 原告は、令和3年2月14日、新型コロナウイルス感染症の緊急事態措置区域である東京都と愛知県との間で不要不急の外出・移動をし、名古屋市内の宴会場(神戸館錦通店、乙9 資料1)において、新型コロナワクチン接種に反対し、マスク着用拒否を薦める者らの主催する多人数の参加者らが密集する講演会(以下「本件講演会」という。)において、新型コロナに関する講演を行い(乙9 資料4)、集会後にはマスクを着用しない多人数が参加し密集する飲食を伴う懇親会(以下「本件懇親会」という。)に自らも参加し、「六本木心中」をカラオケで歌ったこと(乙9 資料5)が認められる。
2. 本件講演会は毎月定期に開催されているものであり、いわゆる緊急事態宣言下の時期に原告が本件講演会に参加する緊急性と必要性は認められず、まして、そ

の後の本件懇親会に参加し、カラオケを歌うことに緊急性と必要性を認めることはできない。本委員会は、原告に対し、本件講演会と本件懇親会に参加する緊急性と必要性について弁明を求めたが、原告の説明は全くなかった。

3. 原告は、自ら投稿した SNS を削除しているが、削除した理由について、合理的な説明をしていない。また、本件懇親会において、原告がカラオケに興じる撮影動画は、原告の部分に画像処理をして見えないように加工されていることについても、党紀委員会は原告に弁明を求めた。原告は、自分が削除を指示したものではない旨弁明をするが、動画投稿者が原告の画像のみ加工処理する理由は見当たらず、原告の弁明は措信しがたいと言わざるを得ない。
4. 新型コロナウイルスの感染者数が増え、国民の生命と身体の安全を守るために感染防止措置が求められるところ、党紀委員会に提出された証拠によれば、原告が参加した本件講演会や本件懇親会は、多数の参加者が密集しており、参加者の間に適度な間隔が取られた様子は見当たらない。また、参加者と原告との間にパーティションなど飛沫防止措置が取られた事実も見当たらない(乙9 資料4及び5)。原告の弁明に照らしてみても、原告が自ら感染防止措置を取った事実や主催者に措置を講じるよう注意した事実も認めることができない。
5. 本件講演会や本件懇親会において、原告と参加者がマスクを着用した事実は見当たらない(乙9 資料4及び5)。

原告は、2月14日の本件講演会の前に行われた名古屋駅前街宣活動について、ツイッターに記事(2月16日午前0時30分付)を投稿している。「秘書と共に名古屋駅に降り立ったのが9時少し過ぎくらい。東口を探したが分からず、さてさてどうしようと思っていたが」と駅前集会の場所がわからなくて困っていたところ、「よくよく見るとマスクをしていない人がちらほらして、吸い寄せられるように近づいて行くと、すでにそこが現場でした。(笑)」とあり、この集会がマスクを着用しない人たちの集会であったことを原告自身が認識していることを裏付けるツイッターを投稿している(乙9資料3-1)。

加えて、原告は、日ごろからマスク着用をはじめとした新型コロナ禍の感染症対策には懐疑的であり、「新生活様式に NO!!」、「マスクを外して密になろう」、「NO マスク!! マスクはんたい!じしゅくはんたい! マスクをすると頭にさん

そがいかなくなってバカになります」「しょうどくはしないで！しょうどくやめよう！」と書かれた活動団体のチラシをツイッターに投稿し、自らも集会に参加し演説する旨を表明するなど、新型コロナウイルス対策としてのマスク着用に対する活動を積極的にしていることが認められる(乙9 資料3-2)。

しかるに、原告の弁明によれば、「参加者が皆マスクを着用していないかどうか私は知りませんし、その理由も私にはわかりません」と弁明している。しかし、参加者を目の当たりして講演し、カラオケを歌っていたのであり、マスクを着用している参加者がいたのであればその旨説明すればよいことであり、原告の弁明は、同人や参加者がマスクを着用していなかったことを、ことさらに隠し通そうとするものであり、不誠実な弁明というほかない。

6. 以上のことから、原告の前記行為は、緊急事態措置区域における基本的対処方針や緊急事態措置に反するものであり、新型コロナウイルスの感染防止に一丸となって協力し合う社会の規律に抵抗するものであり、わが党の紀律をみだすとともに、黨員としての名誉を汚すものと言わざるを得ないものと認定し、原告にとって有利な情状も考慮した上で、原告を除名とする決定をした次第である。

以上